

山口県報

平成25年
5月31日
(金曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課).....一
- 保安林予定森林 (森林整備課).....三
- 遊漁規則の変更認可 (水産振興課).....三
- 道路の位置の指定 (建築指導課).....五
- 公告
特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課).....六
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民生活課).....六
- 山口県保健医療計画の決定 (地域医療推進室).....六
- 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報 (畜産振興課).....六
- 基本測量の実施 (監理課).....七
- 基本測量の実施の終了 (監理課).....七
- 岩国都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課).....七
- 岩国都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課).....七
- 契約の締結 (都市計画課).....七
- 選管告示
公職選挙法施行規程の一部改正.....八
- 公安委告示
警備員指導教育責任者講習の実施.....八

山口県告示第二百二十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十五年五月三十一日から同年六月二十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 テルモ山口株式会社
住 所 東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目四四番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 テルモ山口株式会社山口工場
所在地 山口市佐山三番二二号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 (本/日)力	工事着手 年月日定	工事完成 年月日定	使用開始 年月日定	使用時間 隔りの使用 間 隔 時の使用 間 隔 季節的変 動の概要
六五 (六基)	三、三〇〇	平成二五、 九、二	平成二五、 九、一七	平成二五、 九、二〇	連 続 二 四時間 変動なし

備考 「六五」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第
十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。

排水口	排出水の汚染状態の値	
	通常最大	通常
水素イオン濃度 (水素指数)	通常最大	通常
	排出水の一日当たりの量 (m ³)	通常最大
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常最大	通常
	浮遊物質質量 (mg/l)	通常最大
窒素 (mg/l)	通常最大	通常
	窒素 (mg/l)	通常最大
リン (mg/l)	通常最大	通常
	ふっ素 (mg/l)	通常最大

五 排出水の汚染状態の値及び排水の量

排水処理施設	排水処理前		排水処理後		種別	項目	汚水の量 (m ³)
	処理後	処理前	処理後	処理前			
排水処理施設	七・五	六・五	七	一・四	種別	項目	汚水の量 (m ³)
	八・五	六・九	四・九	六・二			
排水処理施設	二〇	八九	〃	八〇	種別	項目	汚水の量 (m ³)
	二〇	八九	〃	八〇			
排水処理施設	三〇	三三	〃	一〇〇	種別	項目	汚水の量 (m ³)
	三〇	三三	〃	一〇〇			
排水処理施設	一〇	五二五	〃	一、七〇〇	種別	項目	汚水の量 (m ³)
	一〇	五二五	〃	一、七〇〇			
排水処理施設	〃	〃	一	二	種別	項目	汚水の量 (m ³)
	〃	〃	一	二			
排水処理施設	〃	〃	八	一、五〇〇	種別	項目	汚水の量 (m ³)
	〃	〃	八	一、五〇〇			
排水処理施設	〃	五二四	〃	二〇	種別	項目	汚水の量 (m ³)
	〃	五二四	〃	二〇			

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水処理施設	種別	構造	能力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間	一日当たり	季節的変動の概要	工事着手予定	工事完成予定	使用開始予定
〃	〃	〃	五二四	中和・活性汚泥	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種別	汚水の量 (m ³)		汚染状態の値	
	通常最大	通常	通常最大	通常
水素イオン濃度 (水素指数)	二・一	八〇	八〇	一、七〇〇
	二・一	八〇	八〇	一、七〇〇
化学的酸素要求量 (mg/l)	一〇〇	一〇〇	一、七〇〇	二
	一〇〇	一〇〇	一、七〇〇	二
浮遊物質質量 (mg/l)	一〇〇	一〇〇	一、七〇〇	二
	一〇〇	一〇〇	一、七〇〇	二
窒素 (mg/l)	二	二	二	二
	二	二	二	二
リン (mg/l)	二	二	二	二
	二	二	二	二
汚水等の一日当たりの量 (m ³)	二〇	二〇	二〇	二〇
	二〇	二〇	二〇	二〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

No. 1	排水口	七・五	六・五	二〇	二〇	三〇	三〇	一〇	一〇	一	一	八	五四	五四
-------	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	----	----

山口県告示第二百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十五年五月三十一日

山口県知事 山本 繁太郎

保安林予定森林の所在場所

- 一 山口市下小鯖字禅昌寺原一三四六の九、字高岳原四〇八一の一、四〇八二、四〇八三、四〇八四の一、四〇八四の二、四〇八五、四〇八六の一、四〇八六の二
- 二 防府市大字下右田字岳ノ後一の二三、一の三二、一の四〇、六の一四、大字久兼字野ノ下二〇五の二、字乙下滝山四三六
- 三 周南市大字大潮字入野七九二、七九三、七九四の一、七九四の三、字大百合野一六五一の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 1 山口市下小鯖字禅昌寺原一三四六の九・字高岳原四〇八一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 防府市大字久兼字野ノ下二〇五の二・字乙下滝山四三六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 3 周南市大字大潮字入野七九三・字大百合野一六五一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

- 4 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 5 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 6 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

山口県告示第二百二十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年五月三十一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 漁業者の名称及び住所

錦川上流漁業協同組合 周南市大字鹿野上三二〇〇の一三

二 漁業権の免許番号

内共第五号

三 変更の内容

遊漁料の額

魚種	漁具、漁法	遊漁者の区分	期 間		遊 漁 料	
			変更前	変更後		
あゆ	手釣、竿釣	中学生以下	一 日	一 日	四千元	四千元
			一 年	一 年	千円	千円
		大人	一 日	一 日	二千元	二千元
			一 年	一 年	六千円	六千円

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

変		更		前	
魚種	漁具	漁法	遊漁者の区分	期間	遊漁料
あゆ	竿釣	たも網	中学生以下	一年	二千二百円
あゆ	竿釣	たも網	大人	一年	七千五百円
あゆ	竿釣	たも網	中学生以下	一年	七千五百円
あゆ	竿釣	たも網	大人	一年	四千五百円
あゆ	竿釣	たも網	大人	一年	千五百円
うなぎ	籠、箱	投網	中学生以下	一年	二千二百円
うなぎ	籠、箱	投網	大人	一年	四千五百円
うなぎ	籠、箱	投網	中学生以下	一年	二千二百円
うなぎ	籠、箱	投網	大人	一年	七千五百円
うなぎ	籠、箱	投網	大人	一年	千五百円

注：石倉の数に五百円を乗じて得た額を四千五百円に加算した額

変更後の遊漁規則の施行の日	平成二十五年六月一日
網投網、たも	全遊漁者
一	一
年	日
一万五千円	五千円
一万五千円	五千円

一 漁業者の名称及び住所
 榎野川漁業協同組合 山口市平井三四〇の一
 二 漁業権の免許番号
 内共第八号
 三 変更の内容
 遊漁料の額

うなぎ、こい、ふな	か	ま
手釣(うなぎに限り、かつ、投込み釣に限り、竿釣(リールを使用するものに限る)、たも網)	籠箱	竿釣
中学生以下	中学生以下	中学生
大人	大人	大人
一年	一年	一年
一日	一日	一日
二千二百円	三千円	七千五百円
七千五百円	六千円	二千二百円
五千円	千五百円	四千五百円
五千円	千五百円	七千五百円

備考 小学生以下の者は手釣又は竿釣に限り無料とし、肢体不自由者の遊漁料の額は年券については当該遊漁料の額の五割に相当する額とする。

2 特定の魚種を特定の漁具又は漁法により採捕するために遊漁料を納付した者が、当該納付に係る期間と同一の期間において新たに他の魚種を採捕し、又は他の漁具若しくは漁法により採捕しようとする場合において、新たに行おうとする遊漁に係る遊漁料の額が既に納付した遊漁料の額以下であるときは、遊漁料の納付を要しない。

3 特定の魚種を特定の漁具又は漁法により採捕するために一年分の遊漁料を納付した者(うなぎ、こい、はや又はふなを手釣(投込み釣を除く。)(又は竿釣(リールを使用するものを除く。))により採捕するために遊漁料を納付した者を除く。)(が、当該納付に係る期間と同一の期間において新たに他の魚種を採捕し、又は他の漁具若しくは漁法により採捕しようとする場合(あゆ、こい、はや又はふなを投網により採捕しようとする場合を除く。))の遊漁料の額は、前記の遊漁料の額から既に納付した遊漁料の額を控除した金額(当該金額が零に

うなぎ、こい、ふな、やい、ふなは				うなぎ				あゆ、こい、ふなは		あゆ		魚種	変	満たない場合には、零とする。		
手釣(うなぎに限り、かつ、投込み釣を除く)、竿釣(リールを使用するものを除く)				手釣(うなぎに限り、かつ、投込み釣に限る)、竿釣(リールを使用するものを除く)、たも網				投網		竿釣、たも網		漁具 漁法				
中学生		大人		中学生以下		大人		中学生以下		大人		中学生以下		大人		区遊漁者の分
一	日	一	日	一	日	一	日	一	日	一	日	一	日	一	日	期
千五百円	五百円	三千円	五百円	二千二百円	七百円	四千五百円	千五百円	石倉の数に五百円を乗じて得た額を四千五百円に加算した額	三千円	六千円	七千五百円	二千二百円	七百円	四千五百円	千五百円	遊
漁 料																
後																

満たない場合には、零とする。

か に 籠 箱	中学生以下		大人								
	一年	一年	一年	一年							
ま す 竿 釣	中学生		大人								
	一年	一日	一年	一日							
二千二百円		七百円		四千五百円		千五百円		三千円		六千円	

備考
 1 小学生以下の者は手釣又は竿釣に限り無料とし、肢体不自由者の遊漁料の額は年券については当該遊漁料の額の五割に相当する額とする。
 2 特定の魚種を特定の漁具又は漁法により採捕するために遊漁料を納付した者が、当該納付に係る期間と同一の期間において新たに他の魚種を採捕し、又は他の漁具若しくは漁法により採捕しようとする場合(3)に規定する場合を除く。)において、新たに行おうとする遊漁に係る遊漁料の額が既に納付した遊漁料の額以下であるときは、遊漁料の納付を要しない。
 3 特定の魚種を特定の漁具又は漁法により採捕するために一年分の遊漁料を納付した者(うなぎ、こい、はや又はふなを手釣(投込み釣を除く。)又は竿釣(リールを使用するものを除く。))により採捕するために遊漁料を納付した者を除く。)が、当該納付に係る期間と同一の期間において新たにうなぎを籠若しくは箱により、うなぎを石倉により、又はか籠若しくは箱により採捕しようとする場合の遊漁料の額は、前記の遊漁料の額から大人は四千五百円、中学生以下の者は二千二百円を控除した金額とする。

四 変更後の遊漁規則の施行の日

平成二十五年六月一日

山口県告示第二百二十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
 その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日

山口県知事 山本 繁太郎

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市瑞穂町三丁目六〇四の四	六・〇	三八・八	平成二五、 五、一五



(二五八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十五年七月二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年五月三十一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年五月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 むかつく

代表者の氏名 嶋田日直男

主たる事務所の所在地 長門市油谷向津具上九五八番地の一

三 定款に記載された目的

長門市油谷地域に居住する住民に対して、地域福祉及びまちづくりの推進等に関する事業を行い、長門市油谷地域の活性化に寄与すること。

(二五九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十五年七月十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課

及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年五月三十一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年五月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人野球を育む会 in うべ

代表者の氏名 伊藤 隆司

主たる事務所の所在地 宇部市西琴芝二丁目一五番二二号

(二六〇) 山口県保健医療計画の決定

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項の規定により、次のとおり山口県保健医療計画を定めました。

平成二十五年五月三十一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 計画の内容

縦覧に供する山口県保健医療計画書のとおり

二 縦覧の場所

山口県健康福祉部地域医療推進室及び各保健所

(二六一) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。

平成二十五年五月三十一日

山口県知事 山本 繁太郎

種畜証明書番号	名	前	品種	生年月日	産地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
八一三三三五 八八七九三 竜吉			その他	平成二〇、 三、五	山口県級外	山口県級外	美祿市伊佐町河原 山口県農林総合技 術センター

(二六一) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。
平成二十五年五月三十一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 作業の種類

基本測量(一等磁気測量)

二 作業の地域

萩市

三 作業の期間

平成二十五年六月三日から平成二十六年三月十四日まで

(二六三) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。
平成二十五年五月三十一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 作業の種類

基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正測量)

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

平成二十四年五月二十五日から平成二十五年三月二十九日まで

(二六四) 岩国都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による岩国
都市計画地区計画の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつ
たので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供し
ます。

平成二十五年五月三十一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 都市計画の種類及び名称

岩国都市計画地区計画平田五丁目地区地区計画

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二六五) 岩国都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧

和木町から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す
る同法第二十条第一項の規定による岩国都市計画地区計画の変更に係る同法第十四条第
一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用す
る同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。
平成二十五年五月三十一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 都市計画の種類及び名称

岩国都市計画地区計画蜂ヶ峯地区地区計画

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二六六) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十五年五月三十一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 事務を担当する課の名称及び所在地

土木建築部都市計画課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る特定役務の名称及び数量

周南流域下水道浄化センター脱水汚泥の運搬及び処分業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十五年三月二十九日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

山陽三共有機株式会社 下松市葉山一丁目八一九番一四

六 落札金額

一トン当たり一万四千七百円

七 入札公告日

平成二十五年二月十五日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 山本繁太郎

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

最低価格



山口県選挙管理委員会告示第七十一号

公職選挙法施行規程（昭和四十四年山口県選挙管理委員会告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月三十一日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

第十四条第二項中「第四百三十三条（文書図画の掲示）第一項第四号の二」を「第四百三十三条（文書図画の掲示）第一項第四号の三」に改める。

附則

この規程は、平成二十五年五月三十一日から施行する。

山口県公安委員会告示第二十六号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十五年五月三十一日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習（法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七条第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。）

平成二十五年七月四日（木曜日）から同月十日（水曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前九時から午後五時三十分まで及び同月十一日（木曜日）の午前九時から午後六時三十分まで

イ 追加取得講習（講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。）

平成二十五年七月九日（火曜日）及び同月十日（水曜日）の午前九時から午後五時三十分まで並びに同月十一日（木曜日）の午前九時から午後五時三十分まで
(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口（山口県婦人教育文化会館）

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二条第一項第一号に規定する業務（以下「第一号警備業務」という。）

(四) 受講者の定員 三十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第一号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以

下「検定規則」という。(第四条に規定する一級の検定(第一号警備業務に係るものに限る。)(に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)(の交付を受けている者

ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定(第一号警備業務に係るものに限る。)(に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第一号警備業務に従事しているもの

工 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)(第一条第二項に規定する一級の検定(第一号警備業務に係るものに限る。)(に合格した者
 才 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(第一号警備業務に係るものに限る。)(に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上

(二) 追加取得講習
 第一号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の

三 交付を受けている者であつて、かつ、(一)のアからオまでのいずれかに該当する者
 受講申込書の受付期間
 平成二十五年六月十日(月曜日)から同月十四日(金曜日)まで

ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先
 山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法
 受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。
 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)
 (二) (一)のアに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第一号警備業務の従事期間に関する証明書(以下「第一号警備業務従事証明書」という。)(、
 二の(一)のイに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第一号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し及び第一号警備業務従事証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)(

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)(

七 受講手数料
 新規取得講習を受講しようとする者にあつては四万七千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万三千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託
 講習は、山口市宮島町五番一三三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他
 この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

平成
二十五年
五月三十一日
印刷

発行
行人所

山口
県知事
庁